

秋田県工事コスト調査実施要領

(平成19年9月27日建管-1398)

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成9年8月8日付け監-1397）第7条の2の規定に基づき行う工事コスト調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事コスト調査の実施に係る通知)

第2条 契約担当者は、工事コスト調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の請負契約を締結したときは、様式1により、当該請負者（以下「調査対象者」という。）に対し、工事コスト調査を実施する旨並びに工事着手時及び工事完成時に工事コスト調査票（様式2）等を所定の期限までに提出すべきことを通知するものとする。

(着手時調査票の提出等)

第3条 調査対象者は、入札時における積算内容等を記載した工事コスト調査票（以下「着手時調査票」という。）を契約締結後10日以内に提出しなければならない。

2 対象工事の監督公所の長は、着手時調査票が提出されたときは、当該調査票の記載内容が低入札価格調査において確認された内容と適合していること等を確認の上、受理するものとする。

(完成時調査票等の提出等)

第4条 調査対象者は、次に掲げる調査票等（以下「完成時調査票等」という。）を工事完成後70日以内に提出しなければならない。

(1) 完成時における精算内容等を記載した工事コスト調査票。（以下「完成時調査票」という。）

(2) 完成時調査票に記載された下請負契約額、種別ごとの工事費、間接経費、職種ごとの労務費、主要材料費及び主要機械借入費の実績が、着手時調査票に記載された予定額に比べて1割以上相違している場合及び完成時調査票に記載された実際の下請負業者、資材購入業者、資材借入業者及び機械借入業者（以下「下請負業者等」という。）が着手時調査票に記載された予定者と相違している場合にあっては、当該相違の理由を記載した単価等相違理由書（様式3）

(3) すべての一次下請負、主要材料の購入及び借入並びに主要機械の借入に係る、内訳が明示された請求書及び領収書の写し。（以下「領収書等」という。）

(4) (3)に掲げる下請負、購入及び借入のうち、完成時調査票等の提出等において支払いを完了していないものがある場合は、その理由を記載した支払未了理由書

2 監督公所の長は、完成時調査票等が提出されたときは、完成時調査票等の記載内容が併せて提出された領収書等と整合していること等を確認の上、受理するものとする。

(入札参加資格の決定)

第5条 監督公所の長は、完成時調査票等を受理したときは、低入札価格調査において確認された内容と実際に施工された内容との適合状況等について、工事コスト調査審査票（様式4。以下単に「審査票」という。）により確認調査を行うものとする。

2 監督公所の長は、前項の確認調査に当たって必要と認められる場合は、調査対象者及び下請負業

者等に対して、事実を確認するための資料提出の請求、ヒアリング等を行うものとする。

- 3 監督公所の長は、前2項の確認調査を終えたときは、完成時調査票等に審査票を添えて、当該工事に係る低入札価格調査を実施した部（局）入札審査会又は地方入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告するものとする。
- 4 審査委員会は、前項の報告を受けたときは、審査票の内容について審査を行うものとする。

（審査結果の報告）

第6条 審査委員会は、前条第4項の審査を終えたときは、審査結果について、様式5により、請求書等を除く調査票等及び確定した審査票を添えて建設部長に報告するものとする。

（指名停止等）

第7条 建設部長は、前条の報告に基づき、必要と認められる場合は、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

[様式は、掲載省略]